

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年1月28日（令和2年（行個）諮問第11号）

答申日：令和2年11月24日（令和2年度（行個）答申第128号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る聴取書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の労災保険給付請求に関して令和1年特定日Aに特定労働基準監督署が不支給決定した「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」の全て。（添付資料を含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月22日付け福岡個開第199号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

労災保険の不支給決定に対する審査請求のため、本件対象保有個人情報について、以下の不開示部分の開示を求めます。

（1）文書24及び文書25（各「聴取書」）の全て

開示された「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」の「事案の概要」によると、カーナビの不具合についてX課長に情報提供したところ、妻を侮辱するメールが送られてきた件で、X課長が私に「後日メールにて謝罪」となっているが、そのようなメールが送られてきた事実はなく、また口頭でも謝罪を受けていない。

また、令和元年特定日Bに福岡労働局の特定職員から審査請求の聴取を受けた際、X課長の謝罪を受けていない件を伝えたところ、「廊下ですれ違った際に謝罪したとの聴取結果となっている」とお聞きした。このような虚偽の申告で判断された決定は受け入れられません。

Y課長についても、人格や人間性を否定するような発言は認められないとなっているが、事実を確認する必要があるので、開示を求めます。

(2) 文書11ないし文書23（特定事業場からの報告書）の開示

ア 会社には平成30年特定月に労災の書類を預けたが、その後3か月間、労働基準監督署（以下「監督署」という。）に提出せず、また遅れた理由を明確にしなかった。3か月間、会社に対して不信感を抱いたまま業務を行い続けた結果、大きな精神負担となり、同年特定日に同僚との仕事上のトラブルから精神負担は限界を超え、心因反応を発症し、会社を約3か月休むこととなった。

会社への書類提出から3か月間の不提出について聞くと、「東京でのハラスメントについて関係者に聴取をした。その資料は監督署に提出した」と当社人事部のZ課長は言ったが、その内容が不開示部分に記載されているか確認のため。

イ 会社が監督署に提出した社員台帳（文書15）において、呼称（役職）が2009年特定月から2012年特定月まで「一般」になっているが、私が業務上で拝命したのは「アシスタントマネージャー」であり、私が毎年人事部に提出していた書類と相違がある。

ウ 入社時の職種が「オペレーター」となっているが、私は情報処理国家資格の「情報処理2種」を取得している。当然、入社時にも会社に伝えたので「技術者」で入社した認識である。今回の開示で初めて会社側がオペレーターとして採用したことを知った。監督署に不当に私の地位を低く示すような書類を提出している。

エ 今回の労災保険の審査請求において、「特定疾病の労災認定」パンフレットの29番「(ひどい)嫌がらせ、いじめを受けた」の「同僚等による多人数が結託しての人格や人間性を否定するような言動が必要に行われた」の「同僚等」には、人事部を含みます。会社が監督署にした報告内容の真偽を確認する必要があるため、会社が提出した書類の開示を求めます。

(別紙 略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年7月22日付け（同月23日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年10月27日付け（同月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、審査請求人が開示を求める部分のうち

一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求める部分は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書11ないし文書25の各文書に記録された保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書11①、14①、15、17①、20①、23、24①及び25①は、審査請求人以外の個人の住所、氏名、印影等審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書24②及び25②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書11②、14②、17②及び20②は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらが開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書20②は、特定事業場で使用するシステムのURLであり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、労災審査請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性

文書11③は、労災認定調査に当たり、特定監督署の要請を受けて

特定事業場が提出した資料であり、当該事業場が一般に公にしてい
ない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出
の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたもので
あって、通例として開示しないこととされているものであることから、
法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書24②及び25②は、本件労災請求に係る処分を行うに当た
り、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取
した内容等である。聴取内容等が開示された場合、被聴取者が心理
的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関
係について申述することをちゅうちょし、労災審査請求人側、事業
場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった
事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可
欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督
署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ
れがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、
不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書11③及び20②は、特定事業場が一般に公にしてい
ない当該事業場の内部情報である。これらの情報は、守秘義務により担保
された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協
力を求めた上で得られたものであるから、これを開示するとした場合
には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、
労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労
災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難と
なり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を
及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書き
に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人が開示を求め
る部分のうち一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから、
新たに開示した上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）につ
いては、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行
った。

- ① 令和2年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月10日 審議
- ④ 同年11月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別表の 1 欄に掲げる文書の不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分の一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の 3 欄に掲げる部分）について

ア 通番 2

当該部分は、特定事業場の報告書に押印された特定事業場の印影である。

本件対象保有個人情報が記録された文書のうち、療養補償給付たる療養の費用請求書の特定事業場の印影は、審査請求人が提出した書類に押印されていたものであり、審査請求人の知り得る情報であると認められる。当該部分は、これと同じ印影であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番 3

当該部分は、特定監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された報告内容の一部であるが、審査請求人の受診歴（医療機関名、受診期間、病名等）であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号ロ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 4

(ア) 当該部分のうち通番４（１）は、時間外労働・休日労働に関する協定兼協定届に署名した労働者代表の署名及び印影である。

当該署名及び印影は、法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該協定は、労働基準法１０６条１項により労働者に周知しなければならないとされていることから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

(イ) 当該部分のその余の部分は、上記（ア）の各労働者代表の氏名と同じである。

(ウ) したがって、当該部分は、法１４条２号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番５

当該部分は、時間外労働・休日労働に関する協定兼協定届に署名した使用者側の法人印影である。

上記ウ（ア）のとおり、当該協定は、労働基準法１０６条１項により労働者に周知しなければならないとされていることを踏まえると、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法１４条３号イに該当せず、開示すべきである。

オ 通番７

当該部分は、審査請求人に係る健康診断結果（個人票）控えに記載された医師（産業医）の署名である。

当該部分は、法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該個人票は審査請求人に通知されたものと認められることから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番８

当該部分は、審査請求人に係る健康診断結果（個人票）控えに押印された医療機関の印影である。

上記オのとおり、当該個人票が審査請求人に通知されたものと認められることを踏まえると、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

キ 通番9

当該部分は、審査請求人に係る一定期間の月次勤怠管理出力票の「認証者」欄（空欄を除く。）に記載された特定事業場の特定の職員の氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

原処分において開示されている特定事業場の就業規則によると、遅刻・早退・休暇等の承認等の勤怠管理は所属長の権限とされており、当審査会において見分した結果と併せると、当該部分には、各時期における審査請求人の所属長又はその代理者の氏名が記載されているものと認められる。このため、当該部分は、審査請求人が知り得るものと認められ、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番11

当該部分は、各時点の特定事業場の組織図のうち、審査請求人が所属していた本部、部及び課の各部課長の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の直属の部課長であり、同人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番1、通番4、通番6、通番11、通番12及び通番14は、特定事業場の提出した報告書、労働形態別人数表（時間外労働・休日労働に関する協定届の添付資料）、社員台帳、組織図及び聴取書に記載された特定事業場の職員の職氏名、署名、印影、住所及び生年月日である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2

項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番13及び通番15は、聴取書に記載された、特定監督署の担当官が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。

聴取内容を開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番10は、月次勤怠管理出力票に記載された特定事業場で使用するシステムのURLである。当該情報は、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番3は、特定監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された報告内容であり、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

このため、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、福岡労働者災害補償保険審査官に対し労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、

同審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされたとのことであり、さらにその後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられたいわゆる事件プリントが送付されているとのことである。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報を開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 審査請求人が開示すべきとしている部分の不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 1欄のうち諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分			3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性	通番		
文書 11	報告書	① 2頁作成者氏名	2号	1	—	
		② 2頁及び11頁の事業主印影	3号イ	2	全て	
		③ 2頁不開示部分（①及び②を除く。）、4頁ないし6頁及び9頁及び10頁の各不開示部分	3号ロ、7号柱書き	3	2頁	
文書 12	会社案内	—	—	—	—	
文書 13	就業規則	—	—	—	—	
文書 14	時間外労働・休日労働に関する協定届	① 2頁、4頁及び6頁の労働者代表者の署名及び印影、3頁、5頁及び7頁の「労働者代表」欄氏名	2号	4	(1) 2頁、4頁及び6頁の労働者代表者署名及び印影 (2) 3頁生産管理部の労働者代表氏名、5頁及び7頁のサーベイ統括部の労働者代表氏名	
		② 2頁、4頁及び6頁使用者印影	3号イ	5	全て	
文書 15	社員台帳	3頁不開示部分	2号	6	—	
文書 16	履歴書等	—	—	—	—	
文書 17	健康診断結果表	① 2頁「医師（産業医）の意見」欄不開示部分	2号	7	全て	
		② 2頁印影	3号イ	8	全て	
文書 18	健康保険証	—	—	—	—	
文書 19	業務分掌規程	—	—	—	—	
文書 20	関係資料	① 2頁ないし16頁「認証者」欄氏名（空欄を除く。）	2号	9	全て	
		② 2頁ないし16頁の不開示部分（①を除く。）	3号イ、7号柱書き	10	—	

文書 2 1	貸金台帳	—	—	—	—
文書 2 2	業務日報	—	—	—	—
文書 2 3	組織図	2 頁ないし 4 頁不開示部分	2 号	1 1	2 頁の D B 制作本部， 空間情報制作二部及び D B 制作課並びに 3 頁 の D B 制作本部，空間 情報制作一部及び空間 情報制作一課の各部課 長の職氏名
文書 2 4	聴取書 ③	① 2 頁「住所」，「職 業」及び「氏名」の各欄， 「生年月日」欄不開示部 分，9 頁署名及び印影，1 0 頁「調査相手」欄	2 号	1 2	—
		② 2 頁 8 行目ないし 9 頁 1 0 行目不開示部分，1 0 頁不開示部分（①を除 く。）	2 号，7 号柱書き	1 3	—
文書 2 5	聴取書 ④	① 2 頁「住所」，「職 業」及び「氏名」の各欄， 「生年月日」欄不開示部 分，1 0 頁署名及び印影	2 号	1 4	—
		② 2 頁 8 行目ないし 1 0 頁 2 行目不開示部分	2 号，7 号柱書き	1 5	—

(注) 不開示部分の該当箇所の記載方法について，一部当審査会事務局において整理した。